

4 - 2 地積測量図等作成業務

1 地積測量図等作成業務費積算基準（平成28年7月27日28用第385号用地課長通知）

(1) 適用

この積算基準は、地積測量図（不動産登記規則別記第一号）及び土地所在図並びに土地実地調査書（福岡法務局「土地建物実地調査要領」平成28年3月9日改正）（以下「地積測量図等」という。）の作成業務を用地測量業務と併せて委託する場合（既に完了した用地測量の成果に基づく地積測量図等の作成を委託する場合を含む。）、又は従前様式で作成した土地実地調査書を改正様式に修正する場合に適用する。

(2) 標準歩掛

地積測量図等の作成に要する「直接人件費」の積算は、下表の歩掛により行うものとする。

ア 地積測量図（土地所在図を含む）の作成（WI110000）

10,000㎡当たり

職 種	内外の別	地 域 区 分					
		大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)	都市近郊	耕地・森林	原野
測量技師	内業(人)	1.26	1.25	1.26	0.84	0.42	0.32
	外業(人)	—	—	—	—	—	—
	計	1.26	1.25	1.26	0.84	0.42	0.32
測量技師補	内業(人)	5.09	5.06	5.02	3.38	1.71	1.28
	外業(人)	—	—	—	—	—	—
	計	5.09	5.06	5.02	3.38	1.71	1.28

イ 土地実地調査書の作成（WI110003）

10,000㎡当たり

職 種	内外の別	地 域 区 分					
		大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)	都市近郊	耕地・森林	原野
測量技師	内業(人)	0.66	0.58	0.49	0.43	0.34	0.25
	外業(人)	0.38	0.34	0.28	0.25	0.19	0.14
	計	1.04	0.92	0.77	0.68	0.53	0.39
測量技師補	内業(人)	11.84	10.61	9.13	8.14	6.21	4.58
	外業(人)	6.79	6.14	5.26	4.68	3.62	2.73
	計	18.63	16.75	14.39	12.82	9.83	7.31

ウ 土地実地調査書の修正（WI110006）

10,000㎡当たり

職 種	内外の別	地 域 区 分					
		大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)	都市近郊	耕地・森林	原野
測量技師	内業(人)	0.57	0.50	0.45	0.37	0.30	0.22
測量技師補	内業(人)	10.30	9.23	7.95	7.08	5.46	3.98

注1 ア及びイに係る直接人件費は、原則として、同時に委託する用地測量業務費に加算するものとする。（やむを得ない事情により、単独で委託する場合は、この限りでない。）

注2 地域区分、諸経費率などの業務費の積算等は、「設計業務等標準積算基準書第1編第1章測量業務積算基準」を適用する。

注3 イの土地実地調査書の作成(外業)は、同調査書に必要な画像データ収集(写真撮影)作業を含むが、復元測量等は含まない。

注4 ウの土地実地調査書の修正は、土地実地調査書様式改正に伴い従前の様式を改正後の様式に修正する作業であり、原則として内業のみとする。

2 地積測量図等作成要領

番号	区分	作成要領
1	地積測量図	<p>(1) 地積測量図は、共通仕様書第60条に規定されている用地実測図及び面積計算表に基づき、1筆ごとに正本1部及び写し1部を作製すること。</p> <p>(2) 地積測量図(正本)は、不動産登記規則別記第一号の様式により、JIS規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作製すること。</p> <p>(3) 地積測量図は、別に調査職員の指示による場合を除き、用地実測図と同一の縮尺により作製すること。</p> <p>(4) 地積測量図には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。</p> <p>(5) 地積測量図には、土地の筆界に境界標があるときはこれを記載すること。</p> <p>(6) この境界標を表示するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標種類を記載すること。</p> <p>(7) 地積測量図には、登記引照点(やむを得ない場合は恒久的地物)を明示し、引照点(恒久的地物)の概略図及び引照点の座標値、引照点からの距離・角度を記載すること。</p> <p>(8) 地積測量図には、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作製すること。</p> <p>(9) 「測量成果品チェックリスト」及び「測量成果品チェックマニュアル」(平成24年11月8日24用第622号用地課長通知)を参照の上、作製すること。</p>
2	土地所在図	<p>(1) 土地所在図は、共通仕様書第48条の地図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し1部を作成すること。</p> <p>(2) 土地所在図(正本)は、不動産登記規則別記第一号の様式により、JIS規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作製すること。</p> <p>(3) 土地所在図には、方位、形状及び隣地の地番を記載すること。</p> <p>(4) 土地所在図は、墨を用い0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作製すること。</p>
3	土地実地調査書	<p>(1) 土地実地調査書は、福岡法務局土地建物実地調査要領に基づき、原則として1筆ごとに正本1部及び写し1部を作製すること。ただし、同一地権者で隣接する土地の場合は複数筆をまとめて作成することもできる。</p> <p>(2) 土地実地調査書は、福岡法務局土地建物実地調査要領附録第3号の様式により作製すること。</p> <p>(3) 画像情報は、全景や接近画像などにより、筆界・分筆線・基準点・引照点などが確認できるように作製すること。</p>